

平成 29 年第 1 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 29 年 3 月 2 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 金田敏行 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 伊藤 武 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	滝本光男	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名
事務局長

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 芳山浩大

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針説明

日程第 6 教育方針説明

日程第 7 議案第 1 号

第 2 次設楽町総合計画基本構想の策定について

日程第 8 議案第 2 号

設楽町空家等対策協議会条例について

日程第 9 議案第 3 号

設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び設楽町職員の育児休

- 業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第4号
設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第5号
設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第6号
設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第7号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第8号
平成28年度設楽町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第9号
平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第10号
平成28年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第11号
平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第12号
平成28年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第13号
平成28年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第14号
平成28年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第15号
平成28年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第16号
平成28年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第17号
平成28年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第18号
平成28年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第19号
平成29年度設楽町一般会計予算
- 日程第26 議案第20号
平成29年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第21号

- 平成29年度設楽町介護保険特別会計予算
日程第28 議案第22号
平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
日程第29 議案第23号
平成29年度設楽町簡易水道特別会計予算
日程第30 議案第24号
平成29年度設楽町公共下水道特別会計予算
日程第31 議案第25号
平成29年度設楽町農業集落排水特別会計予算
日程第32 議案第26号
平成29年度設楽町町営バス特別会計予算
日程第33 議案第27号
平成29年度設楽町つく診療所特別会計予算
日程第34 議案第28号
平成29年度設楽町田口財産区特別会計予算
日程第35 議案第29号
平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
日程第36 議案第30号
平成29年度設楽町名倉財産区特別会計予算
日程第37 議案第31号
平成29年度設楽町津具財産区特別会計予算

会 議 録

開会 午前9時02分

議長 ただいまから本日の会議を始めます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成29年第1回設楽町議会定例会(第1日)を開会します。

これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

8伊藤 おはようございます。平成29年第1回定例会第1日の運営について、2月24日及び3月2日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は、従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は、議長から報告があります。日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」は、町長から報告と説明があります。日程第6「教育方針説明」は、教育長から説明があります。日程第7、議案第1号から順次1件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第14、議案第8号から日程第24、議案第18号まで、日程第25、議案第19号から日程第37、議案第31号までの議案です。総合計画については総合計画審査特別委員会を、当初予算については予算特別委員会を設置して、審議すること

にします。一般質問は、定例議会第2日の10日に行います。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

遅れてしまいましたけれども、今日、局長は御身内の方に御不幸があつてお休みをしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番伊藤武君及び9番山口伸彦君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日3月2日から3月22日までの21日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定をいたします。

議長 日程第3「諸般の報告」を、行います。議長として、例月出納検査結果、陳情・要望についての報告をします。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成28年11月、12月及び平成29年1月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。陳情の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、陳情1件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情の受理番号14は総務建設委員会付託と決定いたしました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。町長から、申し出がありましたので、これを許します。

町長 みなさん、おはようございます。いよいよ今年度も3月を迎え、最終月を残すのみとなりました。議員の皆様方におかれましては、年度末で公私ともお忙し中を、平成29年3月議会定例会初日の開催に当たりまして、全員の方々に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。3月は、昨日執り行われました田口高等学校の卒業式を始め、小中学校や保育園において卒業シーズンを迎える中、先生や友達との別れと旅立ちの季節であり、また夢と希望を胸に巣立っていく子供たちの前途を心から期待をするものであります。

それでは行政報告をさせていただきます。まず第1点目は、第2次設楽町総合計画の策定についてであります。第2次総合計画は、合併後10年を経過し、さらなるステップアップを進めるため、「まちに活気・まちに愛着・まちに自信」を10年後の将来像として策定をし、現実的な課題解決に取り組み、新たな町づくりを展開するものであります。昨年7月11日、総合計画策定に係る第1回審議会において私から計画策定を諮問をし、さる2月22日、審議会長から答申を受けました。平成29年度からの10年間を初年度として、設楽町が持続可能で、さらに住民の皆さんが幸せを享受できるようなまちを目指して、着実かつ具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

第2点目は、せいいい「縁日」についてであります。本年2月25日土曜日に清嶺地域活性化協議会主催によりますせいいい「縁日」が田峯観音駐車場及び田峯農村環境改善センターにおいて、地域の方が気軽に集える社交場の提供と、地域の賑わいを創出するきっかけとして開催されました。当日は、地域住民らでフリーマーケット、また手作り雑貨等の販売・手作り体験、スタンプラリー、餅投げなど、多彩な催しで賑わいました。このように地域住民主導の手作りイベントが、今後の地域の活力に繋がっていくことを期待するものでもあります。

第3点目は、町営杉平南住宅の整備についてであります。町営杉平南住宅につきましては、住宅ストック計画に基づき、本年2月13日に既存住宅の解体工事を完了し、また新住宅の間取りやタイプを決めるための基本設計業務を委託をいたしました。今後の予定といたしましては、平成29年度は実施設計及び敷地造成工事、同30年度には建設工事に着手をし、平成31年4月の供用開始を目指して計画的に整備を進めてまいります。なお各戸の間取りは2DKで、住宅タイプといたしましては2戸1棟住宅を4棟、計8戸であり、単身者も入居可能な住宅であります。

最後は山嶺教室の初めての卒業式についてであります。平成26年4月、住民が待ち望んだ豊橋特別支援学校山嶺教室が創設され、早3年が過ぎ、昨日、田口高等学校卒業式に引き続き、卒業生3名による初めての卒業式が執り行われ、私も出席をさせていただきましたが、生徒たちにとってもここで学び、経験されたことは、これからの人生を切りひらいていくうえで大きな「力」が養われたことと実感したところであります。また御家族にとっても大きな喜びとなり、山嶺教室の立ち上げに御尽力をされた関係者の皆様方に対し、感謝の言葉が述べられました。

本日は総合計画の基本構想の議決を始め、条例関係6件、一般会計・特別会計の補正予算11件、一般会計を始め29年度当初予算13件、計31件を上程させていただきました。本会議及び委員会を通して慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、定例会開会の行政報告とさせていただきます。

引き続き、平成29年度施政方針について説明をさせていただきます。まず始めに、本日設楽町議会平成29年3月定例会開会にあたり、平成29年度の予算案

並びに諸議案を上程をし、御審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一旦と予算の大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に御理解と御協力を仰ぐものでございます。

さて、今、日本の中山間地域における人口動態の現状は高齢化が進み、一方では若年層の減少が進むことに比例をし、著しく人口減少状態が続いており、設楽町もこうした流れのまっただ中にある状況となっております。こうしたことが起因して町の活性化や元気が失われていくことで、将来の展望をかいま見ると非常に厳しい危機的な状況が懸念される場所でもあります。こうした状況の中、これからの町政を進めるうえで、いかにこれからのまちづくりに向けて取り組んでいくか、また将来の町の姿を想定したとき、町の人たちの暮らしや幸せ感などがどんな町として存在しているのか、そのためにはどういう政策が必要かなど、時の町長は無論、今この町に存在するすべての人たちでその方向性について真剣に議論をし、考えながら道を切り開いていかなければならないと思いを募らせる場所であり、こうした状況を踏まえ、新たな町づくりに向けての第一歩となる新年度予算編成に取り組んだ場所であり、その方針について申し述べます。

平成 29 年度は、私にとって公約であります「住みやすく、元気のあるまち」、「明るく希望の持てるまち」の実現のため、従来からの設楽ダム建設関連事業、移住定住推進事業、子育て支援事業などの「まちづくり施策」に本格的に取り組む 2 期目の最終年となります。2 期目の公約につきましては、「つぐ診療所の常勤医師の確保」、「奥三河郷土館建て替えによる歴史民俗資料館の建設」、「清崎道の駅の建設事業」、「田口高等学校への特別支援学校部門の誘致」、「田口地区への公共下水道整備事業開始」、「老朽化している清崎斎苑、津具斎苑の施設の改築事業開始」、「福祉移送サービス及び民間タクシー利用補助」、「健康維持等のグループ活動助成」等々を実施しておりまして、19 項目全てについて、一定の成果を上げていることと認識をしている場所でもあります。平成 29 年度は、2 期目の最終年・仕上げの年として、鋭意、政策実行していく所存であります。

それではまず町を取り巻く環境について、続いて平成 29 年度当初予算編成方針、最後に平成 29 年度予算の概要について、この順に申し上げさせていただきます。

まず町を取り巻く状況について申し上げます。政府におきましては、平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定のありました「平成 29 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によりますと、我が国の平成 29 年度の経済見通しは、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれるが、海外経済の不確実性等に留意する必要があるとのこととなっております。本町といたしましても、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また政府における各議論を注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め公共サービスの質

の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するように取り組んでまいります。総務省による平成28年中の全国の住民基本台帳に基づく報告によりますと、日本全体が人口減少の中で、人口移動分について全国の7割以上の自治体において転出が転入を上回る転出超過となっており、東京圏への一極集中に歯止めがかからない状況となっております。設楽町では平成29年1月1日時点人口は5,104人、平成28年中の減少人口170人内人口移動分としましては転入者が103人に対し転出者181人、差引78人が転出超過となっており、全国の中山間地域の自治体と同様に依然として厳しい状況が続いております。

平成29年度当初予算編成について申し上げます。地方分権時代における地方公共団体の行財政運営は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、町を取り巻く各種重要政策課題にかかる財政需要がますます増大するものと見込まれます。本町の今後の財政状況は、1 普通交付税について人口減少に伴う算定額の減少に加え、合併特例期限が平成27年度で終了したことにより段階的に縮減していき、平成33年度以降は平成27年度と比較し各年度3億円程度少ない交付水準が見込まれるところであり、2つ目として人口減少や少子高齢化などによる徴税収入のさらなる減少。そして3点目として下水道事業、ダム関連事業、火葬場建設事業等の大型事業による町費負担の増加。そして4点目として公共施設の老朽化に共なる維持修繕費の増加など、現在よりも厳しい財政運営を強いられることが予想されます。このような今後の状況踏まえ、予算編成の方向性として、1として設楽町の身の丈を意識し最少の経費で最大の効果を挙げる事務執行。2として基金の取り崩しに頼らない単年度収支均衡予算。3点目として平成33年度の財政水準を見据えた選択と集中による事務事業の再編を推進することといたしました。具体的には、1点として設楽町が持続可能な経営体であるために歳入の確保と身の丈にあった歳出構造への転換をしていくことが急務であることから、基金の取り崩しに頼らない収支均衡予算へソフトランディングをさせます。歳入予定額を見据えた歳出総量規制により、基金の取り崩し額と積立額を均衡させます。特定目的基金の取り崩し額を1億6,916万円、減債基金、公共施設等総合管理基金等への一般積立額を9,431万円といたしました。2点目として、今後の財政見通しを勘案すれば全ての事業の継続実施は不可能であることから、限られた財源のなか住民要望にこたえていくため、事務事業の選択と集中を図り、前例踏襲からの脱却、民間活力の活用等により、事業見直しを進めてまいります。3点目として平成29年度を始期とする「第2次設楽町総合計画」との整合と調和を図ります。最後に4点目として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、将来の人口減少を食い止めるべく、移住者の確保策のほか、町独自の地方創生の係る施策を積極的に実施してまいります。

次に平成29年度当初予算の概要について申し上げます。平成29年度は、平成38年度までの10年間の計画期間とする第2次総合計画を開始する年であります。10年後の将来像として「まちに活力・まちに愛着・まちに自信」を掲げ、まちづ

くりの指針として各種施策を実施してまいります。総合計画のまちづくりの6つの行動指針に沿って、主な事業を紹介をさせていただきます。まず1番目の「みんなが主役の全員協働のまちづくり」について申し上げます。これからのまちづくりは、多様な地域組織の活性化と連携、移住・定住対策による担い手の増加、人権尊重や協働の意識づくりを図っていく必要があります。そのためには、公だけでなく住民や事業者などと一緒に全員協働の視点で取り組んでいくことが求められます。深刻な人口減少にありながらも、町自体が永続的に存続していくため、目標人口の達成を見据え、地域組織と共に行財政改革を推進し自治体の強化を図ります。具体的な事業といたしまして、平成28年度に新たに移住定住ワンストップ窓口として設置をいたしました移住定住推進室を中心に、地域の方々との協働に重点を置き、地域ごとに立ち上がったまちづくり組織と協力して、空き家バンク事業や、無料職業紹介所事業、そして移住者の受け入れ態勢を整えるなどの事業を進めていくとともに、名古屋大学連携事業として、移住定住推進を行ってまいります。公共施設等総合管理計画に基づき、住民と行政が課題を共有しながら地区のバランスを考えた公共施設の最適化を図るとともに、施設の統廃合、適正な維持・管理を推進いたします。住民の皆様との意見交換を図りながら、施設類型ごとの再編計画、いわゆる個別計画に着手をいたします。次に平成28年決算から新地方公会計制度に基づいた決算を公表し、現金主義では見えにくい公共施設等のコストを把握することで、中長期的な財政運営に活用をいたします。現金主義・単式簿記を特徴とする今までの会計制度に対して、新地方公会計制度では発生主義・複式簿記といった企業会計手法を導入し、どれだけの資産を蓄えているか、資金がどのように動いたか、その流れを明らかにしてまいります。

2番目の「森と水が生きる環境共生のまちづくりについて」申し上げます。設楽町は総面積の9割を森林が占め、豊川、矢作川、天竜川の水源地となっている緑と水に恵まれたまちです。この恵まれた自然環境は、生物多様性をもたらし、住民へのやすらぎや憩いの場を与えております。自然環境の保全や活用の様々な取り組みを通して、豊かな自然と共生しつつ、設楽町の魅力的な資源としてPRするとともに、これを活用してまいります。具体的な事業といたしましては、まず平成28年度に発足をいたしました東三河森林活用協議会を中心に、産学官が協働で設楽ダム支障木の有効活用、地域森林資源の価値、付加価値、利用度を高めること、またリサイクルの推進、森林体験などの森の有効活用等を目的として、各種取り組みを進めてまいります。また林業の労働負荷や素材の搬出コスト低減を図ることを目的として、林業経営作業道開設補助金を創設いたします。民有林の所有及び管理の形態に合わせ、大半を占める小規模な森林所有者に対し、なるべく平坦で長期に亘り使用ができる作業用の道を開くことにより、健全な森づくりへの積極的な取り組みを促進してまいります。

3番目の「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」について申し上げます。設楽町は農業、林業、水産魚のほか、宿場町として商工業も発展を

してきた歴史があります。しかしこれらを取り巻く環境は、時代の変化と少子高齢化や人口減少により厳しさを増しております。今後の町の産業振興のために、地域産業の活力を引き出し、観光施策と連携をさせ、町全体の魅力と活力の増加を図ってまいります。具体的な事業といたしましては、まず設楽ダム湖周辺整備事業として、町の南側玄関である清崎地区に観光交流の拠点として、また雇用促進や地域活性化に繋げるため、親水護岸と一体となった道の駅清嶺（仮称）を整備することとしており、平成 29 年度上半期に詳細設計が完了し、平成 29 年度から 30 年度の 2 か年で建設工事を行ってまいります。次に地元産業の活性化につなげるため、ふるさと納税の PR を強化いたします。インターネットの全国共通ポータルサイトへの掲載とクレジット決済の受付を開始し、全国へ設楽町の魅力を発信してまいります。きららの森をはじめとした町内自然環境の魅力を発信する場として段戸裏谷原生林の傍らに「きららの森ビジターセンター」を整備するため、調査設計委託を実施いたします。この調査設計委託は平成 27 年から 28 年度に策定をいたしました基本計画を踏まえて進めていくことといたします。次に地域活性化に向けた実効性のある起業支援として、起業チャレンジ支援補助金を創設いたします。商工会等の支援組織と連携をして実施するとともに、移住定住促進を図ってまいります。また観光振興基本計画アクションプランを策定をし、これを活かした観光開発を進めてまいります。これは現在策定作業中の観光基本計画で定められた方針、方向性にに基づき、住民参画によるまちづくりと連携した観光振興の具体的な行動計画をとりまとめるとともに、新たな観光資源を発掘、発見をし、広く情報を促し観光開発に力を注いでまいります。

4 番目の「安全で快適な暮らしやすいまちづくりに」について申し上げます。少子高齢化による人口減少が進む中、平成 27 年度策定の「設楽町人口ビジョン」において 2060 年に人口 3,000 人の維持を目指しており、毎年 10 世帯の子育て世帯移住者の確保を「設楽町総合戦略」の政策目標として掲げております。今住んでいる人が将来に渡って安心して暮らし続けることができるよう、また定住人口が増加されるよう、道路網の整備促進をはじめとする住生活環境や交通環境の整備を図ります。具体的な事業といたしましては、住民や消防団等と協力をして地域の防災力強化を推進いたします。近年は全国各地で大型台風の発生や集中豪雨により深刻な被害をもたらしております。また 23 年の東三河大震災以降、地震が頻繁に発生しており、いつ発生してもおかしくない南海トラフ巨大地震への備えが急務となっております。このようなこれまでにない災害の発生に備えるためには、今まで以上に住民の危機意識の高揚と協力が不可欠であります。また設楽町防災計画のより一層の充実を図り、こうした自然災害から住民の命を守るため、気象庁等から発信される災害発生情報を的確に捉えて、住民に対し早期の避難対応措置を講じてまいります。平成 29 年度は自主防災会の防災資機材購入補助をはじめ、避難所配備品の充実を図ることを目的として、折りたたみマット 1,000 枚、災害用毛布 300 枚、防災倉庫 1 基、組立トイレ 3 基、災害専用電話機 9 基などを

購入いたします。町の中心に位置する田口地区の公共下水道整備について、平成30年度から工事着手に向けて基本設計・詳細設計等詳細設計等の準備を進めてまいります。またこの公共下水道の整備にあわせ、老朽化している同地区の簡易水道配水管設備の更新作業に着手することし、公共下水道同様に、平成30年度からの工事着手に向けて準備を進めてまいります。また清崎斎苑と津具斎苑につきまして、平成31年度に統合をすることをめざし、建築事業を進めてまいります。清崎斎苑は昭和57年、津具斎苑は昭和47年竣工であり、両施設とも竣工30年以上が経過しており、炉・建物の老朽化が相当に進んでいる状況であります。豊根村及び根羽村と協議をしつつ、葬儀という人生の重要な場面で、遺族の方々や高齢者の方々が利用しやすいバリアフリー施設となるよう事業を進めてまいります。平成30年度に老朽化した杉平南住宅の建替完了を目標として、平成29年度に敷地造成工事を実施いたします。また、安全安心な暮らしの確保を図るため既存住宅の改修等を進めてまいります。水道事業につきましては、町内全ての簡易水道が統合され、引き続き、清嶺地区や名倉地区、津具地区の管路の耐震化や水道施設の更新を実施いたします。また国県町道の整備について、住民の利便性向上、通行の安心・安全の確保、産業の発展に繋がることから早期完成を目指して事業を推進していきます。具体的には、国道473号の設楽バイパスに続き、新たに交通の難所となっている設楽・東栄間を「月バイパス」として整備、また国道420号について豊邦笠井島地内の改良も完成をし、引き続き三都橋・田峯間のバイパス工事の進捗を図るなど改良に向けての工事が進められ、また国道257号について安沢の坂の譲り合い車線や、それに繋がるミニバイパスの整備が計画どおり工事が進むように「力」を注いでまいります。既存の町道について、適切な維持・管理に努めるとともに、老朽化により修繕が必要となった橋梁の補修を行い、落橋などの事故を未然に防ぎます。また児童の通学路の安全対策については、平成28年度に実施した合同点検結果に基づき、グリーンベルト、カーブミラーやグレーチング等の設置を実施し、通学路の安全確保をはかります。林道について、木材価格低迷の中、伐採作業を容易とする林道の整備は必須の課題となっております。引き続き開設1路線、改良7路線、舗装6路線、橋梁改善2路線の整備を進めます。農道について、広域営農団地農道整備事業奥三河二期地区は、平成31年度の完成を目指して工事が進められるとともに、農道スタベ線については、用地買収を実施し30年度から開設工事に入れるよう準備を進めます。農地の基盤整備では、老朽化した用排水路の改修工事を川口地区で進めるとともに、改修計画の策定を田峯地区で行います。

5番目の「支えあいと助けあいによる安全福祉のまちづくり」について申し上げます。子どもから高齢者、障害者、これを支える家族の皆が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子育て支援サービス、医療・介護サービス、障害福祉サービス、健康づくり支援等を充実させ、地域住民がお互いに支えあう地域づくりを進めてまいります。具体的な事業といたしまして、まずつぐ診療所は、平成

25年度から常勤医師が不在となっておりますが、平成29年度から常勤医師を確保することができましたので、引き続き関係機関と連携しながら地域医療の充実を図ってまいります。平成28年度から着手されております私立田口宝保育園の改築工事が平成30年2月に竣工する予定です。建設費補助等の支援を行い、公立の保育園とともに、より充実した保育サービスの実施を図ります。この地域の介護保険事業所につきましても、集落が点在する山間地であるなどの地理的状況から、民間事業でありながらも、慢性的に採算性を確保することが難しい状況となっております。社会福祉協議会、明峰福社会等が運営する介護保険事業に対して運営費の助成を行ってまいります。次に平成30年度から39年度までの10年間を計画期間とする町の健康づくり計画、いわゆる「いきいきしたら計画」を策定をいたします。住民によるアンケート調査の実施、計画の評価等を踏まえ、住民協働による健康まちづくりを目指してまいります。また平成24年度から町独自施策として実施しております、高校生以下全員の医療費無償化を継続してまいります。

6番目の「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」について申し上げます。時代とともに急速に変化する、町民の「学び」に関する環境、ニーズに対応し、町民全てが豊かな人間性をはぐくみ、町の未来を担う人材として活躍することができるよう、「学び」環境の構築や機会づくりを行ってまいります。また他市町村との交流を深め、国際交流も深めるとともに、自然環境の保全や地域文化を継承するための活動を支援してまいります。具体的な事業といたしまして、郡内唯一の高校である県立田口高等学校について、各種資格取得費の助成、魅力化を支援をし、入学希望者の増加を目指してまいります。また歴史民俗資料館につきましては、実施設計を完了させ、建築工事に取りかかります。設楽町の南の玄関口に立地するこの資料館は、町外から訪れた人々が初めに設楽町と接点を持つ空間であり、設楽町の印象を最初に形づくる場でもあります。また多くの町民の方々に活用され長く愛され続ける施設として、「記憶をつなぐ」「地域をつなぐ」「人をつなぐ」の視点をもってこの整備を進めてまいります。中学3年生全員を対象とする海外派遣事業は、引き続きアメリカ合衆国イリノイ州へ1週間程度の日程でホームステイを通じた共同生活や異文化体験を行うよう継続してまいります。

以上、新年度に向けてまちづくり施策の一端を申し上げましたが、平成29年度当社予算案の詳細につきましては、予算特別委員会で、担当課長が説明いたしますので御了承いただきたいと思います。

最後に、平成29年度は、ただ今も申し上げてまいりましたとおり第2次総合計画の始まるの年であります。ここに掲げる「豊かな自然と魅力的な人にめぐまれ、活気に満ちたまち」をめざして、町民の皆様とともに将来に渡って明るい希望が持てる地域社会の構築を目指す決意であります。どうか議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げまして、私の政策方針といたします。御静聴ありがとうございました。

議長 日程第6「教育方針説明」を行います。教育長から、申し出がありましたので、これを許します。

教育長 議長のお許しをいただきましたので、これまでと大きく変わることはございませんが、改めて平成29年度の教育行政方針の概要を申し上げ、議員各位と町民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

平成26年に行われました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成27年4月から教育委員会制度が大きく変わるとともに、町長部局による「総合教育会議」が開かれ、地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の方針として「教育大綱」を定めたところがあります。この教育大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象期間といたしまして、「教育は人づくり」を基本理念とし、次の3つの大きな目標を柱としております。その1つ目は「生きる力を兼ね備えたたくましい子供の育成」です。現代社会はテレビ、ラジオのほか、パソコン、スマートフォンなどのICT機器からの情報が溢れ、良い情報も、そうでない情報も、いつでも、どこでも簡単に入手することができることから、その情報の善悪が判断できる力を身につけることが重要であり、またこうした機器に不慣れな子供が犯罪に巻き込まれてしまうケースも発生していることなどから、正しい情報機器の使い方について理解する機会をつくるなど、一人ひとりにあった教育支援をしていきたいと考えています。また全国では、児童生徒間のいじめによる自殺や教職員による不祥事などの事件・事故がたびたび発生し報道されています。設楽町では、幸いなことに今のところ重大な事件・事故は発生していませんが「いつでも」「どこでも」「だれにでも」起こる可能性がある、ということ念頭に置き、防止対策を講じていくことが大切であり、特に社会問題になっている「いじめ」に関しましては、生命や身体に重大な危険を及ぼすこともあるということ認識し、未然防止に努めなければなりません。このため、本年度、いじめ防止のための基本的な方針である「設楽町いじめ防止基本方針」を策定し、児童委員、人権委員、PTA代表、学校長、保健所、児童相談所、警察署等の職員で構成する「設楽町いじめ防止対策協議会」を設置いたしました。設楽町の宝である子供たちのたくましい成長を願い、地域や学校と連携して、また町当局と協議・調整を重ねながら、引き続き予防啓発、発生防止に努めてまいります。柱の2つ目は「礼節、思いやりの心を持ち、周りの状況に流されることなく、自ら行動できる子供の育成」であります。家族は、社会生活の基礎となる最初の重要な集団です。家庭生活の中で、基礎的な礼儀作法や言葉遣いなどを身につけていかななくてはなりません。また地域においても、大人が「我が子」だけでなく、設楽町の子供を全体の宝として育てていくという理念を持ち「他人を思いやる気持ちを持つとともに、他人の意見を聞き、みずからも積

極的な発言ができるような子供」を育ててまいりたいと考えています。3つ目の柱は「自然豊かな設楽町に誇りを持ち、各地域で活躍する郷土を愛し地域を支える人材の育成」であります。少子化が進展する中、設楽町には多くの祭や伝統文化が伝承されています。豊かな自然と同様に誇るべき町の財産です。すでに進めております歴史民俗資料館は、多くの町民の方々に活用され、そして長く愛される施設を目指して整備をしております。改めてみずからの地域を知り、みずから学ぼうとする心を育てていきたいと考えています。これらの目標を達成するための着目点として「特別支援教育の充実」「ICT教育の推進」「英語、道徳教育の推進」「いじめ・不登校防止体制の強化」などをあげております。2018年度には具体化される、小学校における英語や道徳の教科化への対応、Wi-Fi環境の充実やタブレット端末の活用などによるICT教育の推進、そして最近課題となっています「教職員の多忙化解消や不祥事防止」についても、何らかの手立てを講じていきたいと考えています。また心身等に障害があり、特別な支援を必要とする児童生徒は近年微増傾向にあります。そのため特別支援教育支援員の配置を拡充しているところではありますが、平成29年度には重度な状態にある児童の入学が予定されており、すでに保育園、学校、医療機関、特別支援学校などの教育機関が総掛かりで準備をしております。本年度はこのために必要な施設、設備の充実を図っております。ご承知のとおり、設楽町だけでなく北設楽郡の町村は、他の地域と比較して著しく人口減少が進み、児童生徒の数も減少しています。設楽町における児童生徒の数について、平成28年11月1日時点での推計値を見ますと、平成29年度の小学生は161名、中学生は83名、合計244名となり、7年後の平成35年度では、小学生が113名、中学生が84名で、合計197名となります。全体で47名の減少となる見込みであります。これまで設楽町教育委員会では、2つの中学校、5つの小学校の確保の方針としてきました。現在もこの方針に変わりはないわけですが、このままの状況で進めた場合、「有意義で効果的な教育の推進」という基本的なところについて自信を持って進められるか、という観点から、昨年度の教育方針説明では「小中学校の一番良い形、あるべき姿を探るために、学校のあり方検討会を設置し検討を始めます。」という説明をさせていただきました。この検討会はすでにお話をさせていただいているところですが、統廃合ありきというものではなく、あくまでもあるべき姿を見定めるためのものであるということですが、この立ち上げの前段階としまして、町内7小中学校の学校長、PTA会長に集まいただき、学校の現状、課題などについての意見を聞く機会を設けました。このときの意見として「現状で大きな支障はない」という意見が出され、中には「ここの学校があるからUターンしてきた」という意見も聞かれましたけれども、全体の意見の方向としましては「新たな変革を望んではない」というところでありました。これを受けて、町長と教育委員会の意見調整の場であります教育総合会議を開き、町長と今後

の進め方について協議をいたしまして、「あり方検討会なるものを、いまずぐ設置するのではなく、総合教育会議の中で、もう少し現状や課題について共通理解を図るべきである」という結論に至ったところでございます。教育委員会としましても、あり方検討会の立ち上げにつきましては、現状においてもそして将来予測においても、児童生徒数に大きな変化はなく、極小規模であるということに変わりはない今の現状において、立ち上げた場合、ややもすると統合ありきというような見方をされがちであり、教育委員会の意とするところではないということもありまして「まずは教育委員会みずからが基礎的なところの研究をしていく」ということになり、定例会とは別に開いております教育委員懇談会における継続テーマとして、研究・勉強をしていくことといたしましたので、御理解を賜りたいと思います。国におきましては、中央教育審議会の答申を受け、29年度、30年度を準備期間とする、新しい学習指導要領を作成し、実施していくこととしていますが、前回の改訂により課題となっておりますゆとり教育による学力低下については改善傾向にあるものの「自分考え方を述べることや社会参画への意識」等が新たな課題とされ、新指導要領では小学校の英語の教科化やコンピュータのプログラミングの必修化、「授業を受ける」から「能動的に学ぶ」というアクティブラーニングの推進など、「何を学ぶか」「どう学ぶか」「何ができるか」をキーワードにして、さまざまな教育施策が動き出す一方で、学校現場においては、課題が複雑化する中、教員の授業改善や子供と向き合う時間を確保することなど、教員のスキルアップが求められています。このため教育委員会としましては、スクールバスの運行、外国語指導助手の配置、学校安全対策などの施策を堅実に講じ、教育環境整備を進め、充実した学校運営ができるよう支援を行ってまいります。

以上、「設楽町教育大綱」を基本として、学校教育等を中心に教育行政の運営に関する考え方の一部を説明させていただきましたが、このほか、町民の方々の生活の質を向上するため学習の場として、各種サークルなどの生涯学習まちづくり事業等の充実や町の貴重な財産である文化財の適切な保存や地域文化の振興のための事業等についても、教育委員会、学校、地域が連携して、引き続き力を注いでまいり所存でございます。

教育委員、教育委員会事務局職員一同、例年にも増して、活発で健全な教育行政運営をめざしてまいりたいと考えております。議員各位のよりいっそうの御理解、御協力、そしてご指導を賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 日程第7、議案第1号「第2次設楽町総合計画基本構想の策定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは説明をさせていただきます。平成17年10月1日に、旧設楽町と旧

津具村が合併し、新設楽町が誕生しております。それからすぐに第1次設楽町総合計画の策定に着手し、できあがった総合計画を指針として行政運営を行ってまいりました。その第1次総合計画の計画期間が満了いたしますので、平成28年度当初から職員や町民の代表の方々の意見をまとめ、計画を策定いたしました。地方自治法の規定によりまして、基本構想の策定が今まで義務づけられておりましたけれども、2011年5月2日に同法の改正によりまして策定義務がなくなりました。しかし議会の議決を経て基本構想の策定をすることは可能であると、通知も出されましたので、設楽町としまして、設楽町の将来像の指針として総合計画を定めることといたしました。また議会においても、基本構想を議決事件とする旨の議決をされておりますので、今回内容につきまして議決をお願いするものでございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。お諮りします。議案第1号については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する総合計画審査特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第1については、11名による総合計画審査特別委員会を設置し、付託して審査することに決定をいたしました。

議長 お諮りします。総合計画審査特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、今泉吉人君、河野清君、金田敏行君、夏目忠昭君、金田文子君、高森陽一郎君、熊谷勝君、伊藤武君、山口伸彦君、田中邦利君、松下好延君を指名したいと思いますが、これに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。総合計画審査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。委員の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を選任を行い、その結果の御報告をお願いします。お諮りします。ここで暫時休憩することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時20分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。総合計画審査特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に3番金田敏行君、副委員長に4番夏目忠昭君が選任されましたので御承知おきください。なお総合計画審査特別委員会は、3月17日午前9時から開催します。よろしく願いをします。

議長 日程第8、議案第2号「設楽町空家等対策協議会条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 この条例につきましては、設楽町の空家等対策協議会設置のための新規の条例制定でございます。近年設楽町内に空家が増加してきておりまして、中には倒壊の恐れもあり、それによって近くを通る人に被害が及ぶことあるいは衛生上からも好ましくない状況が発生することが大変危惧されております。こうしたことから空家等対策協議会を設置し、個々の事案に対処していきたいと思っております。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

生活課長 まずこの条例の制定する理由を御説明いたします。平成 26 年に空家対策の推進に関する特別措置法が国で制定されました。この法律は全国的に増加している、副町長も述べましたけれども、空家について、特に管理されていない空家が倒壊の危険性があったり、ゴミの不法投棄などで周辺に悪影響を及ぼさないために措置を講じることを目的としています。そして2つのことを市町村に責務として与えております。1つ目は、該当する空家が出たときのために、その対策や必要な措置を適切に講じるための空家等対策計画を策定すること。これについては、今回調査をいたしました結果を基礎資料といたしまして、来年度のこの計画を策定する予定となっております。調査結果につきましては、企画ダム対策課の移住定住事業の空家情報として活用をいたします。2つ目は、これが大きな理由となりますが、市町村は協議会を設置し該当する空家が発生した場合は、その対処について協議し、指導慣行しなさいとなっております。

それでは条文をご覧ください。第2条（所掌事務）ですけれども、協議会の役割といたしまして、空家等対策計画の作成及び変更等に関すること。その次に、空家等が特別措置法第2条2項に定める特定空家等に該当するが否かの判断に関すること。特定空家とはですね、4種類ございまして、まず1番目、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態のもの。2番目、著しく衛生上有害となる恐れのある状態のもの。3番目として、適当な管理がされておらず景観を損なっている状態。4番目、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態でございます。その次の特定空家等に対する措置の方針等とございまして、その措置とは取り壊し、修繕、樹木伐採等の方針、また除却に対する助言、勧告等があげられております。3条の組織ですけれども、協議会は、委員10人以内で組織することということになっております。委員は町長はもちろんのこと、2項に移りますけれども、地域住民の方、町会議員の方、それから法務といたしまして司法書士の方、不動産の分野で土地家屋調査士、建築士等を考えてございます。1枚はねていただきまして、第7条（庶務）は生活課において処理をいたします。附則といたしまして平成29年4月1日から施行したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 第3条について質問しますが、ただいまの説明で、町会議員の方というよう

な言葉が出てまいりましたが、それは(1)(2)(3)のどこに含まれるのでしょうか。
生活課長 その他町長の認める者というところで、御理解したいと思います。

10 田中 条例の制定の仕方なんですけれども、よその条例を見ますとですね、町会議員という文言が入っている条例が多々ありまして、それで4号くらいになってますね。4号の中の中に町会議員、学識経験者、町会議員という表現が多かったような記憶がありますけれども、その他町長が必要と認める者の中に町会議員を加えるのはどうかなというふうに思いますが、見解いかがでしょうか。

副町長 今までの慣例によりまして、こうした委員会については議決事項にも入ってくる場合もございますので、議員の方々は御遠慮したいというようにのございましたので、特にこの中で町会議員の皆さん方を入れるということを想定はしないということできたいと思います。

議長 ほかに。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第2号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第2号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 日程第9、議案第3号「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 この議案第3号につきましては、設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例と育児休業等に関する条例の2本の条例を人事院勧告に基づく関係法令の改正等によりまして、一部改正をするという内容のものでございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。先の12月議会において、人事院勧告に基づく育児休業、介護休暇制度の一部改正を議決いただきましたが、この後、県から育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する追加規定の通知がありましたので、今回再度一部改正を行うものであります。今回の改正は第4項のみであります。第4項はこの養育に係る勤務の各々の制限事項を当該要介護者を介護、要は介護の場合に準用するものでありまして、読み替えることであります。具体的に改正前の規定は第1項は諸君の深夜勤務についてであります。第3項は小学校就学の始期に達するまでの時間外勤務の制限についての準用であり、第2項の3歳に満たないこの場合は時間外勤務をさせないという規定は、改正前においてはこの介護についての読み替え規定がございました。今回の改正において、この第2項の規定も準用規定に含むことになりましたので、今回の改正であります第4項最初の「第1項及

び前項」いわゆる「第3項」ですね。この規定に第2項を含んで「前3項」、いわゆる第1項から第3項までを改めるものであります。また第2項の介護規定への準用規定としましては、第2項中の規定を公務の運営に支障があると読み替える改正であります。第2条についてであります。平成29年4月1日施行の児童福祉法の改正に伴うものであります。改正の児童福祉法では、平成29年1月1日施行分と平成29年4月1日施行分に分かれており12月議会で改正した規定を29年4月1日の施行の法の改正規定に基づき、再度一部改正するものであります。具体的には前回新たに規定されました第2条の2育児休業法第1項の条例で定めるものの規定でありまして、児童福祉法の改正による条項ずれとしまして、「第6条の4第2項」が「第6条の4第1号」、「第6条の4第1項」が「第6条の4第2号」に改めるものであります。施行期日は、第1条については公布の日から、第2条については平成29年4月1日から施行するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第3号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第3号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第10、議案第4号「設楽町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 この条例につきましては、配偶者が海外で勤務する場合に、その居住地に同居するため休業が3年を限度に取得できるという制度を規定したものでございます。取得している者の配偶者の海外勤務が引き続くこととなり、休業請求の申請時にはそれが確定していなかった場合等に、すでに申請していた期間と再申請の期間をあわせた期間が3年を超えない範囲以内で再度の延長ができることとするための規定と、追加される第6条の2に同じ規定が含まれるため、第7条に1号で文言を削るという改正をするものでございます。人事院規則の改正にあわせて改正をするという内容でございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 議案第4号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第4号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第11、議案第5号「設楽町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 この条例につきましても、消防団員の緊急出動時、あるいは訓練時等に被災した場合における補償をいたしたものでございますけれども、補償基礎額にかかる算定基礎額の加入額及び加算対象者の改正がありましたので、本条例の一部を改正をいたします。内容の詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

総務課長 この条例につきましては、消防団員の扶養親族にある場合における補償基礎額の加算額というのが制令で定められております。その制令の内容は、基本となるのが人事院勧告に伴う職員の給与法の改正と連動してまして、平成28年度の人事院勧告に基づき、すでに11月の臨時会で扶養手当支給額及び支給対象を段階的な措置として改正させていただいているところであります。この改正がされていきますので、今回、日額の額を改正するものであります。第3項の改正内容ですが、改正後の職員の扶養手当は配偶者に係る分を13,000円から6,500円に減額して、また子に限定して6,500円から10,000円に引き上げるという条例改正に基づき、本条例の消防団員等にかかる補償基礎額への加算額は、この職員の扶養手当月額を日額換算するものであります。たとえばですが、13,000円については月額ですので30で除した額ということで、今回のそれぞれの改正が行われています。また改正前の第1号から第5号までは、扶養親族の加算対象の区分でありまして、今回の改正では第2号において、子供と孫をわけて第3号として孫の規定を新たに加えたことにより、1号ずつ繰り下げるものであります。具体的な金額で説明しますと、第1号の配偶者と第3号から第6号の扶養親族については、30で除して一律217円、第2号の22歳までの子供については、10,000円を30で除して一律333円と改正するものであります。附則としまして、施行日は平成29年4月1日であります。附則の第2条については、これも職員の扶養手当の時にも説明しましたが、平成29年度に限った特例措置としての規定があります。その規定と同様で、平成29年度の配偶者の扶養手当は10,000円であります。子供は80,000円ということで、改正後のこの3項の適用については、平成29年度の扶養手当の特例額に基づき、同様に日額換算で加算額を定め、その具体的な額は第1号の配偶者は333円、これは10,000円を30で除したものであります。第2号の子供は267円、もう1つ配偶者がいない場合の子供については1人に限り333円。第3号から第6号については217円。子供がいない場合には1人につき300円ということで、これは9000円を30で除した数字であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第5号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第5号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第12、議案第6号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 消防団員の減少に伴いまして、消防力の低下をくい止めるため、地域支援団員の制度を作り、今まで対応してまいりました。支援団員の増加により、定数を超える恐れが生じてくることや、支援団員の高齢化で止められる方も出てきております。その中で、有事の際には出動していただいておりますけれども、全く出動機会のない方もある中で、退職金が消防団員の基本団員と同様に年数で退職金が増加していくというのは不合理と思われまますので、年数にかかわらず、一定の金額で支払いをするように改正をいたしたいと思っております。詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

総務課長 消防団員の退職報償金につきましては、この条例において1年単位で定められています。とりわけ地域支援団員については5年以上が対象で、たとえば10年所属すれば264千円の退職報償金が支給されます。いっぽう歳入であります。消防団員等公務災害補償等共済基金からの退職報償金は5年単位でありますことから、たとえば5年から9年の勤続年数での退職というものは、勤続年数5年として算出され、町が支給する実際の退職報償金とはその差額が生じ、その分は町の単独財源として支出することになります。このような状況のもと、在任中数度しか出動実績がないことが見込まれる地域支援団員においても、現在の条例に基づきますと、所属年数によって多額な退職報償金となることから、今回の改正においては、この共済基金が規定している5年で最低退職金額200千円という基準は保持しつつ、さらに現役の基本団員と地域支援団員との勤務状況のバランスを考慮し、地域支援団員はある一定の年数以降は同一金額が妥当と考え、改正するものであります。具体的な改正については、5年から10年未満においては一律200千円。10年以上所属した場合には一律264千円に改正するものであります。この金額であります。先に説明しました共済基金から支払われる金額と同一金額で、町の持ち出し分はありません。なお15年以上勤務した地域支援団員については、共済基金から15年の額というものがあまして、それは334千円が交付されます。町が支給した実支給額264千円との差額はありますが、これは町の歳入となり、毎年基本団員の、または地域支援団員の退職報償金掛金の財源として活用してまいりたいと思っております。施行については、公布の日から施行するも

のと考えてます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 この支援員の方の実活動が0とか1とか、そんなような方もあるのですか。現実には。

総務課長 現在100名ほどの地域支援団員がいますが、実際に出動するのはなかなか機会もなく、圧倒的な多数が出るのではなく、現実的には一部の地域支援団員の出動ということに留まっています。

6 高森 支援団員の年齢制限とか、上限はあるのでしょうか。

総務課長 平成22年に制度を創設したときのものとして、年齢制限は65歳であります。

7 熊谷 今、総務課長からですね、支援の人が出動の機会が少ないというようなふうにとれたのですが、先般、塩津でね、火災がありましたよね。小規模な火災ですんでよかったです、その時にですね、当然、清嶺・田口に要請の無線がかかったわけですが、その時もやはり支援団員が2～3人来ているわけですよ。それで私がそこで思ったのが、正常の消防団員の出動は当然消防団が把握すると思うのですが、支援団員の、夜ですからなかなか難しいとは思いますが、その辺の出動したのか、せんかという確認はどういうような形でやられているのか、ちょっとお聞きしたい。

総務課長 実績をまず申し上げますと、今年度火災が3件ありました。その中で、地域支援団員が出動した人数は25名であります。当然、現役の消防分団の分団長が人数を確認して、総務課のほうの担当のほうへ報告がその都度きてます。

議長 ほかによろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第6号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第6号を総務建設委員会に付託をします。

議長 日程第13、議案第7号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 この条例につきましては、被保険者の保険料の算定に際しまして、一般被保険者に係る基礎賦価額の所得額の算定についての算定方法の改正をいたすものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明をいたします。

町民課長 改正の内容について御説明いたします。新旧対照表をご覧ください。まず一番上14条です。この14条につきましては一般被保険者に係る基礎賦価額の所得割額の算定に用いる所得の改正を行うものでございます。まず改正前、下線の

引いてあります一番上「上場株式等に係る配当所得の」という記載がございます。対しまして左側では「上場株式等に係る配当所得等」とございます。この等のないようについては、特定公社債等の利子所得が源泉分離課税から申告分離課税に変更されました。それに伴いまして、上場株式等に係る配当所得とあわせて申告することとありましたので、それを改正するものでございます。続きまして、改正前の下線部、下のほうから5行目のところ「2第6項に規定する株式等」という記載がございます。対しまして、改正後では同じところ「一般株式等」と記載でございます。そこから2行下がりをしまして、上場株式等という記載がございます。これにつきましては株式等の譲渡所得等の分離課税制度が一般株式と上場株式等に区分されましたので、別々の課税となりましたものをここで規定するものでございます。1枚めくっていただきまして、上の下線部、空白から「外国居住者等の」というところの法律を下がってまいりまして、下のほうに「特定適用利子等の額」それと下線部の一番下に「特例適用配当等の額」というものがございます。これは法に規定される外国の団体で日本の租税が免除されている団体から利子・配当を得たためにその特例適用の利子・配当の申告課税の区分が設定されたものでございます。これを規定するものでございます。次に33条です。こちらでは算定された保険料の減額を規定するものでございます。次のページにいていただきまして、先ほどと同じく上のほうでは配当所得等とかへ特定公社債等に係る利子所得の規定をするものでございます。中ほどの下線部につきましては、先ほど申しました株式を一般株式、上場株式等に区分がわかれたことに伴うものでございます。それと3つ目の下線部につきましては、外国の団体の利子所得に関する規定をこちらで適用するものでございます。1枚ページをめくっていただきまして、次に軽減に係る規定でございます。(2)につきましては、5割軽減をする算定をする際に用いる金額を、改正前「26.5万円」から「27万円」に。(3)につきましては2割軽減に関する規定です。ここでは改正前「48万円」を「49万円」に改正するものでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

7熊谷 この数字が上がったことで、我々は得をするのか、増えたのか。はっきりしてくれ。そうしないとわからないよ。なかなか。

町民課長 数字のところですので、軽減の関係と思いますが、軽減につきましては、たとえば上の(2)のところでは26.5万円という数字と27万円と変わっておりますが、これは基礎控除額プラス27万円に被保険者数をかけた金額、それをかかった場合に、金額が上がりましたので5割軽減に係る方が増えます。ですので、軽減される方の額が上がって、軽減される人数が増えるというふうにお考えいただければ結構です。続きまして、同じく下の48万円と49万円につきましても、2割軽減される方の範囲がこの金額の分だけ広がるものでございます。

議長 ほかに。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第7号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第7号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 日程第14、議案第8号「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第5号)」から日程第24、議案第18号「平成28年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 まず一般会計予算についての補正の説明をいたします。今回の補正につきましては124,687千円を減額いたしまして、総額を5,691,793千円とするものでございます。4ページをお開きいただきたいと思います。継続費でございます。この件につきましては、田口宝保育園改築費の補助事業につきまして入札の不調などにより、工事着手が大幅に遅れたため28年度、29年度の年割の額を変更をいたします。次に5ページでございます。繰越明許費でございます。記載の事業におきまして、29年度に繰り越して執行をする必要がございましたので、繰り越しをするという内容でございます。次に歳出から説明をいたします。3月補正ということでございまして、事業料の確定、あるいは入札残等を含めまして、実執行予定額にあわせ減額するものがほとんどでございますので、特徴的なものや増額するものなどについての説明をいたします。まず23ページをお開きいただきたいと思います。2目公共交通費で、実績見込みによりまして、地方バス路線維持費補助金と高校生通学費補助金に不足を生じますので増額をいたします。民生費、障害者福祉費では扶助費について実績見込みにより増額をいたします。25ページ、保育園費では継続費のところでも説明をいたしましたとおり補正を含め28年度に4割程度の工事進捗を想定し、予算を編成いたしましたけれども、入札不調により工事着手が大幅に遅れたことから、補助金の減額をいたします。27ページ、火葬業務委託料につきましては、委託件数の増加による増額でございます。繰出金においては、簡水特会への繰出金が愛知県発注の道路改良工事が遅れ、来年度に伸びたものもあるために、繰出金が大幅に減額となっております。公共下水道事業繰出金につきましては、環境基本設計策定処理場用地調査等の委託事業の確定に伴い、大きく減額をしております。29ページ、農業振興費では繰越明許をいたしますが、道の駅、清崎の実施設計業務委託が固まってまいりましたので減額をいたします。産地パワーアップ事業補助金につきましては、名倉、津具の両ライスセンター改修に対する補助でございますが、想定より低額で落札をされましたので、大きく減額をいたします。31ページ、林業振興費では有害鳥獣の増加により捕獲頭数も増えてきておりますので、いのしし100頭、日本鹿200頭分

の増額補正をいたしたいと思います。33 ページから 35 ページにかけての土木費間関係につきましては、実績にあわせ減額をいたしております。41 ページ、積立金につきましては、今後の起債償還に対応するため、減債基金そして公共施設の老朽化に対応するため公共施設管理基金あわせまして 273,306 千円を積み立てることといたします。戻っていただきまして、5 ページからの歳入につきましては、事業執行に伴う分担金、負担金、国県支出金など、その補助あるいは負担率により、収入が決定してまいりますので増減の補正をさせていただいております。11 ページ、財産収入の財産貸付収入では、北設情報ネットワーク事業が北設広域事務組合に移管されたため、津具総合支所の事務室貸付料を雑入から財産収入に変更をいたしております。ダム工事事務所の貸付料につきましては、2 年ごとに建物評価を見直すこととされており、再評価の結果減額となりました。電源開発鉄塔用地については 5 年分を一括して収入することとなったため補正をいたします。不動産売払収入につきましては、宅地分譲地の今年度分が確定をいたしましたので補正をいたしたいと思います。物品売払収入につきましては、公用車の買い換えの際、古い車両を売り払ったため収入が発生をいたしました。一般寄附金につきましては、篠宮さんそれから津具高原グリーンツーリズム協議会から寄附をいただきましたので、増額をいたしております。13 ページ、基金繰入金につきましては、財源不足がなくなり、基金からの繰り入れの必要がなくなりましたので、全額減額をいたします。諸収入、財産管理費収入では小中学校で落雷の被害がありまして、修理にかかる共済金が支払われましたので、補正をいたします。

次に議案第 9 号、国民健康保険特別会計補正予算につきましては、60,479 千円を減額するものでございます。歳出におきまして、一般被保険者・退職の被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費また高額療養費とも減額となっております。また後期高齢者支援金、介護保険納付金、共同事業拠出金も減額となっております。歳出の減額に伴い国庫支出金、交付金等も見込みにより増減をさせていただいております。

次に議案第 10 号、介護保険特別会計でございます。500 千円を減額をいたしました。育児休業職員の共済組合負担金が減額されましたので、歳出で一般管理費、共済費の減額。歳入で一般会計からの繰入金の減額をいたしました。

次に議案第 11 号、後期高齢者医療保険特別会計補正予算についてでございます。予算総額から 4,525 千円を減額をいたします。歳出の総務費一般管理費で、実績にもとづき健康診査等委託費を減額し、広域連合負担金についても減額をいたします。歳出に対応し、歳入も保険料、一般会計繰入金を減額をいたします。

次に議案第 12 号、簡易水道特別会計でございます。96,027 千円を減額する大きな補正でございます。維持管理費に係る経費について、その額がおおよそ固まってきましたので、すべての費目で減額補正をいたします。また 11 ページに記載のあります大きな減額の工事請負費につきましては、愛知県発注の道路改良工事の発注が遅れまして来年度に先送りされた路線について、水道管移設もそれに伴

い来年度以降工事としたために減額をいたします。

議案第 13 号、公共下水道特別会計でございます。これにつきましては 19,725 千円を減額する内容でございます。7 ページをお開きいただきたいと思います。大きな減額につきましては、委託料関係でございます。管渠の基本設計策定あるいは処理場の建設にかかる各種委託の確定に伴いまして、減額をさせていただく内容でございます。

議案第 14 号、農業集落排水特別会計でございます。6,780 千円を減額いたします。7 ページをお開きいただきたいと思います。歳出、第 1 款総務費、総務管理費で、修繕費や浄化槽の清掃手数料を実績にあわせまして減額し、減額分について歳入の一般会計繰入金を減額補正する内容でございます。

議案第 15 号、町営バス特別会計でございます。総額から 900 千円を減額いたしまして 45,393 千円とする内容でございます。7 ページの歳出の総務費、町営バス路線運行費で修繕費の額が固まってまいりましたので、減額をいたします。また備品購入費では東栄設楽線を走る車両の購入に係る入札残を減額し、あわせた金額につきまして、一般会計からの繰入金を減額する補正内容でございます。

議案第 16 号、つぐ診療所特別会計でございます。予算総額から 610 千円を減額し 88,098 千円とするものでございます。7 ページの総務費、一般管理費で看護師の出勤日数の減や在宅酸素を必要とする患者の方の減少で支出額の減額をいたします。歳出の減額分を後期高齢者医療診療収入で調整をさせていただいております。

議案第 17 号、段嶺財産区特別会計につきましては、160 千円の増額補正でございます。土地の売払収入がございましたので、増額分を積み立てする補正でございます。

議案第 18 号、津具財産区特別会計につきましては、1,509 千円の減額補正でございます。県の間伐の補助について、施工面積が減少したことによりまして、委託料の減、収入も減となりますので、積立金も減額とする内容でございます。

以上簡単でございますけれども、補正に関する説明を終わらせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。

議案第 8 号「平成28年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 一般会計補正予算の最後のほうなんですけれども、減債基金の積立の関係についてお尋ねをします。財政調整基金も取り崩す必要もなくなって、繰り入れについては 0 になったということですが、それと関連もしておるのですけれども、この減債基金の積立金が 2 億円を超えるという額になっております。2 億円というのはあまりにも大きな額ではないかというふうに思うのですが、年度間の財政をやってきてあまったから積み立てるといようなことでは、私はないと思うのです。もう少し深く考えると、いろいろな財政需要というものが抑制されて、その結果、この 2 億円という積立金になったというふうに考えられます。こ

の多額の貯め込みというのは、町長もいろいろ住民の方々からいろいろな要望を聞いて、それを予算化したいというふうに思ってみえると思うのですけれども、そういう願いだとか行政需要、こういうものを抑制した結果に思えるのですが、町長はそういうことを自覚してみえるのか。あるいは認識してもみえるのか。その点をまず1点お聞きしたいと思います。

次に、財政課長にお尋ねをしますが、減債基金の条例をみますと、この減債基金の使い道というのは、次のようになっております。経済事情の著しい変動によって財源が不足する場合においてですね、町債への償還の財源にあてる場合と、これが1つですね。それから償還期限の満了に伴う町債への償還額がほかの年度に比べて多額になると、そういう場合に使いましよう。それから繰上償還ですね。この場合に使いましよう。もう1つは、地方税の原資補填のための財源対策に発行されたものの償還。この4つになっているわけです。ところで国の指針ではですね、この減債基金は計画的に積み立てる必要があるというふうにいわれています。そういう指導もあるかと思うのですが、そして計画的に運用していくことがいわれていると。ですから、通常、減債基金というのはですね、当初予算で計上されてくるものだと思います。それが年度末になって2億円という大きな額を積み立てているわけで、これはですね、計画的ではなくて、行き当たりばったりの基金積立になるのではないかといふふうに、私は思うのですが、その点についてどういいう見解なのか。それから国のほうの指導では、減債基金の積立は地方債の何割と。たぶん10%だと思いますが、そういうふうになっているので、地方債の10%ははるかに超えているのですね。これは計画的ではないのではないかというふうに思いますが、見解をお尋ねをします。以上です。

町長 減債基金の運用等についてはですね、今言われるように積立オンリーというか、それを再優先に考えていくための積立という方向で財源を貯め込んでいくという考えは持ち合わせては、当然いません。やっぱり今言われるようにですね、必要な財源を健全にというか、必要なところに運用していくということは基本的な運用方法として考えるべきであって、私もそこはやはり軽減というか、そういう軽減に繋がるための基金積立を配慮して、そちらへまわすという。それだけに特化して、一時だけの政策としてやろうということは、そういう考え方も持っていないわけですし、やはり全体を見渡したときの運用上、やっぱり今言うように住民負担となる部分があるのにもかかわらず、それはせずに、それを無視して積立のほうに持っていくというそういう考え方ではないということは、原則そういうふうには思っておるのですが、これから運用していこうというなかであって、やっぱり軽減を図れるものについては、そういったものへ財源を充てるという方向ということも考える中で、今ではやはり、そうしたことをバランスよくというか、先を見通す中での財源の運用というものを図るべきということを基本的にいくわけでありまして、そうしたところへのバランスをみた軽減等についての方向性というものを計画的にやっていく。その中の運用方法としてあてれるものについて

は、そうしたものを財源として、軽減を図れるものは図っていくということは基本的には思っています。しかし今年でこの時だからここだけに集中してこれを軽減させるために運用、その財源をそちらへ持って行って積立額を減らせというふうに、そういう方向にも、もちろんなることも当然あるわけですが、そこを今言うようにバランスをみた軽減措置を講じていく必要があるというふうに思っております。計画的にそれを運用するべきだというふうにも考えております。以上です。

財政課長 計画的でないというお話についてですが、減債基金、総務省のほうからの指針で、一応起債額の3.3%は毎年積みなさいよということになっておりまして、実際のところ設楽町においては合併してからずっとそういった積立を行っておりませんでした。それではいかんということで、昨年あたりから積立を始めるようにして、今度の新年度予算のほうにも、基準は3.3%よりちょっと上の額なんです。積むようにしております。減債基金なんですけれども、まず最近の起債の状況を申し上げますと、23、24、25 ぐらいはですね、設楽町が主として借り入れしている過疎債の発行額が23が150,000千円、24が70,000千円、25年度が80,000千円、26がちょっと100,000千円超えて、それから27からですね、27が460,000千円、28が予定が310,000千円、でまた今後ですね、大きな事業、たとえば田口宝保育園だとか、歴史民俗資料館それから火葬場、そういった大きな事業でその財源にあてることを予定しておりますので、そういった場合に借り入れて3年経つと償還が始まります。ですので、今の償還額は少しずつ微減しているのですが、だいたい平成30年から3年くらい超えると、結構な償還額になるところがあります。そういうときのために減債基金を、すこしでも、今まで積んでおりませんでしたので、ほとんどない状態だったものをそこで蓄える。それから条例にあるように、税収に不足を生じたときにも補填できますので、今後は少子高齢化で税収が確実に減ります。そうしたときに償還が非常に苦しくなることもありますので、このところは今まで積んでなかったぶん、減債基金のほうに積立をしておるといったことであります。

10 田中 町長は行政需要に対してはそれに応えていくことはやぶさかではないけれども、基金をそのまま全部が全部行政需要にまわすというわけではないと、こういう答はわかるのですが、ある意味では町民のいろいろな要望にも応えていかなくてはいけないというお話だったのです。だとすると、これは財政調整基金に主に積み立てるべきではないかということを思いますが、財政課長の答弁でいくと、3.3%が国の指導で、起債の部分のですね、3.3%積み上げなさいと、こういうわけですね。そうすると、28年度の町債は450,000千円ですよ、当初予算。ですから3%というのは10,000千円くらいでしょ。それから比べると、いかにもですね、積立過ぎと。過去の分を全部一括してですね、積み立てるといえるのはかなり乱暴な説明だと思います。要するに去年から始まった減債基金を積立なければいけないということで始まったわけですから、過去のぶんまであわせるのではなく

て、今年度は今年度で3%程度で積み立てていけばいいという話しではないかと、私は思います。で、今度の予算でもですね、何を言っているかということ、今まで地方債を返すときに一般財源で返していたのです。それでそんなにあたふたして、大変なことになってなくて、つまりそれは起債が計画的に行われておるわけですから、財政上ですね、それは計画的に返していけるような予算が組まれてきているわけです。そういう意味で、多額の減債基金は必要ないということを今までやってきた。今回の予算をみても、基金の取り崩しに頼らない。そういう行財政運営を進めていくんだと言っているのです。そういう点でいうと、今回のこの2億円というのは、積立はあまりにも大きいのではないかというふうに思いますが、財政課長、その点。数点尋ねたわけですが、その点をお答えください。

財政課長 今現在の減債基金の積立額が226,000千円あります。今回また200,000千円程度積むと400,000千円ということで、決して積立額的には多いと思いませんし、自分としては乱暴な措置とは思っておりません。将来の備えです。あくまでも。という考えでやっております。

議長 ほかに。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第8号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第9号「平成28年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第9号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号を文教厚生委員会に付託をします。

議長 議案第10号「平成28年度設楽町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第10号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 10 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第11号「平成28年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第11号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 11 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第12号「平成28年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第12号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 12 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第13号「平成28年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第13号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 13 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第14号「平成28年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第14号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 14 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第15号「平成28年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第15号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第15号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第16号「平成28年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第16号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第16号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第17号「平成28年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第17号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第17号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第18号「平成28年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第18号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第18号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第25、議案第19号「平成29年度設楽町一般会計予算」から日程第37、議案

第31号「平成29年度設楽町津具財産区特別会計予算」までの13議案を、一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 一般会計をはじめまして、12 特別会計予算につきましては、町長から施政方針の中で予算の大綱を申し上げましたので、ごく簡単な説明とさせていただきます。まず一般会計予算につきましては、6,197,282 千円で前年度比 10.6%の増となっております。道の駅、歴史民俗資料館の建設が始まることによるものが増額の大きな原因のひとつでございます。これらを含め、ダム関連事業の工事も増加してきておりますので、歳入では起債による対応も増加いたしました。基本的には特殊要因やダム関連事業を除き、設楽町の身の丈を意識し、最小の経費で最大の効果をあげる事務執行に努めてまいりたいと思っております。

国民健康保険特別につきましては、682,250 千円で前年度比 67,977 千円、9.1%減でございます。被保険者の減少もありまして、保険給付費の減額が見込まれますので、大きな減額予算となりました。

介護保険特別会計につきましては、938,681 千円で前年度比 373 千円の減額です。前年度とほぼ同額となっております。平成 30 年度から介護保険事業につきましては、東三河広域連合が保険者となりますので、それらを見据え、介護サービス費等の額はあまり変わりませんが、運営基金繰入金から繰り入れをいたしまして、保険料の抑制に配慮をいたしております。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、212,894 千円で前年度比 2,154 千円、1.0%増とほぼ同額でございます。後期高齢者医療広域連合が保険者として運営がされております。

簡易水道特別会計につきましては、505,314 千円でございます。前年度比 177,401 千円、26%の減額でございます。3 簡易水道を統合し、1 つの簡易水道としての業務を行う体制が整いました。道路改良に伴う水道管の移設も一段落いたしましたので、大きく減額となりましたけども、下水道事業にあわせて田口エリアの管路付設替え事業が 30 年度以降に予定されますので、再び予算がふくらんでくるものと思われま。

公共下水道特別会計につきましては、142,149 千円で前年度比 66,668 千円 88.2%と大きく増額となっております。29 年度につきましては、処理場の造成工事に取りかかることとなります。増額に対応して一般会計からの繰入金も大きく増額いたします。

農業集落排水特別会計につきましては、134,802 千円で前年度比 7,944 千円 5.6%減となります。名倉、津具の両施設の維持管理にかかる経費を計上いたしております。

町営バスの特別会計につきましては、36,137 千円で前年度比 10,156 千円、21.9%の減額でございます。バスの車両更新がなくなったために大きく減額となります。

つぐ診療所特別会計につきましては、98,836 千円で 11,111 千円、12.6%の増

額となります。29年度は常勤医師の確保ができて、診療日数も月曜日から金曜日まで毎日診療の体制が整いますので、予算総額が増加してきております。

4つの財産区特別会計につきましては、財産区の管理経費を計上しておりますけれども、田口財産区特別会計につきましては、基金の取り崩しをいたしまして、田口宝保育園への運営の助成をする予算を計上いたしました。

以上、非常に簡単でございますけれども、平成29年度予算について説明をさせていただきました。詳細につきましては、款項目節にわたりまして本会議終了後に担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。お諮りします。議案第19号から議案第31号までの13議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第19号から議案第31号までの13議案については、11名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、今泉吉人君、河野清君、金田敏行君、夏目忠昭君、金田文子君、高森陽一郎君、熊谷勝君、伊藤武君、山口伸彦君、田中邦利君、松下好延君を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を選任を行い、その結果のご報告をお願いします。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時45分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に、11番松下好延君、副委員長に、3番金田敏行君が選任されましたので御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、本日、定例会終了後に予算の説明、3月13日午前9時から総務建設委員会所管の質疑、3月15日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決です。よろしく申し上げます。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午前 11 時 46 分